

5. 排水設備指定工事店の新規指定、指定更新、指定事項変更等に係る一部様式等の改正について

大府市下水道排水設備指定工事店規程を令和7年4月1日に改正しました。

同日以降の申請等の手続においては、改正後の様式を使用していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正した様式

- 排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）
- 責任技術者名簿（第4号様式）

2 改正内容

排水設備指定工事店の営業所における責任技術者はこれまで1名以上の「専属」としていましたが、令和7年4月1日から1名以上の「選任」となりましたので、上記様式内の文言を「専属」から「選任」に変更しています。

また今回の改正に伴い、同一事業者内かつ愛知県内の営業所における責任技術者の兼任が可能となりますので、改正後の責任技術者名簿には、選任された技術者のみ記載していただくとともに、兼任している場合は、兼務状況のチェック欄に✓印を記入してください。

添付する責任技術者証の写しについては、責任技術者名簿に記載がある方についてのみご提出をお願いします。

3 その他

改正後の様式については、令和7年4月1日から大府市公式ウェブサイト（<https://www.city.obu.aichi.jp/>）に掲載しています。